

工業用水のご案内

2020/4/1

工業用水の特長

- 工業用に使用する料金は水道と比べて安い。
- 供給量及び水質が安定しています。

使用用途

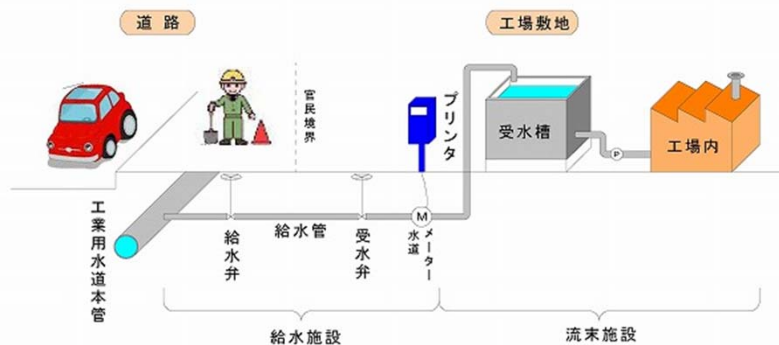
- 冷却用(加工機械の冷却, 発電機冷却等)
 - 原料用(化学製品原料, 工業製品原料, 加工食品原料等)
 - 汽かん用(スチーム暖房用, 発電用)
 - 洗浄用(工業製品及び食品原料の一次洗浄用等)
 - その他雑用水(洗車場, グランド散水, トイレ等)
- ※ 飲料水としては使用できません。

供給エリア

- 当事務所では、「仙塩工業用水道事業」及び「仙台圏工業用水道事業」の2つを管轄しています。
- 供給エリアの詳細につきましては、当事務所ホームページ又は事務所までお尋ねください。

ご利用方法①(初期費用)

- 初期費用について
施設を設置する工事費等は使用者様負担となります。
- 必要な施設
制水弁, 水道メーター, 受水槽等の施設を設置し, 当事務所の工業用水道本管から分岐してご利用いただきます。
施設は、「給水施設」と「流末施設」(下図参照)の2つに分かれており使用者様で設置していただきます。(なお, 給水施設工事は当事務所に委託する事もできます。)



○概算工事費

下記に参考例としてのおおまかな工事費です。道路等諸条件によって大きく変わる可能性がありますので、詳細は当事務所までお尋ねください。

本管からの給水管分岐工事	給水管φ100mmの場合	4,000千円
給水管布設工事	〃	125千円/m
流量計等設置工事	電磁式水道メーターφ150mm他	4,300千円

ご利用方法②(使用料金)

○契約メニュー

基本水量で最小100[m³/日](時間あたり4.17[m³/h])から契約できます。

○使用料金

仙塩 基本水量1m³当たり 54円

超過水量1m³当たり 108円

仙台圏 基本水量1m³当たり 30円

超過水量1m³当たり 60円 (すべて消費税抜き)

※超過水量とは、基本水量を越えて使用した水量であり、上記の料金で徴収するものです。なお、算定には諸条件がありますので、詳細は当事務所ホームページ等をご覧ください。

○料金算定例(1ヶ月当たり)

仙塩工業用水で基本水量300[m³/日]契約(超過水量なし)の場合

$300[\text{m}^3/\text{日}] \times 30\text{日} \times 54[\text{円}/\text{m}^3] = 486,000\text{円}(\text{税抜き})$

水質について

○仙塩工業用道事業

広瀬川から取水し、下記水質基準に基づき、必要に応じ浄水処理をして配水します。

項目	基準
濁度	10度以下
pH	6.0~8.0

○仙台圏工業用水道事業

名取川から取水し、大きなゴミと砂分を取り除いた原水を配水します。

関係規則等

○工業用水供給規程 URL:

○工業用水給水施設設置要領 URL: <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ko-suidou/manual1.html>

お問い合わせ先

○ 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所 工業用水道管理事務所

電話 022-293-5101 FAX 022-293-5104

E-mail: kosuid@pref.miyagi.jp

URL: <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ko-suidou/>

○ 宮城県企業局水道経営課 水道班

電話 022-211-3417 FAX 022-211-3499

E-mail: suikan@pref.miyagi.jp

URL: <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/>